

令和2年2月28日

日進市教育委員会所管施設における新型コロナウイルス感染症対策について

日進市教育委員会

政府の新型コロナウイルス対策本部及び市対策本部の方針を受けて、日進市教育委員会所管施設を利用してイベント等を開催する場合には、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、日進市教育委員会方針を参考にして頂き、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。

(1) 施設利用料キャンセル対応について

施設利用料については、新型コロナウイルス感染予防を理由として中止する場合は全額返金対応とします。

対象期間は、令和2年2月25日から3月31日までとします。

(2) 日進市教育委員会所管施設

図書館、市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房、岩崎城歴史記念館、旧市川家住宅、スポーツセンター、上納池スポーツ公園、総合運動公園、市営グラウンド・テニスコート、学校体育施設スポーツ開放事業で利用する各学校施設

<新型コロナウイルス感染症対策にかかる日進市教育委員会方針（抜粋）>

教育委員会所管施設について

(1) 民間が教育委員会所管施設を利用してイベント・会議等を開催する場合には、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いする。

(2) 上記を受けて、新型コロナウイルス感染症予防を理由として中止する場合には、令和2年2月25日から3月31日までの間、施設利用料を全額返金する。

教育委員会のイベントについて

(1) 教育委員会が主催する不特定多数の人が集まるイベント・会議等は、原則として中止または延期とする。

(2) 教育委員会が主催する児童・生徒を対象とするイベント・会議等は、中止または延期とする。

(3) 教育委員会が主催するイベント・会議等で、食事を提供する場合、重症化リスクが高い方が集まる場合、換気の効かない会場に集まる場合など、事業ごとに感染リスクの評価を行い、中止または延期の判断を行う。

(4) 教育委員会が主催するイベント・会議等をこの期間に実施する必要がある場合は、できる限りの感染症予防対策を講じたうえで実施する。

(問合せ先：日進市教育委員会 教育部 生涯学習課 0561-73-4191)